

ご存知ですか？ GIマーク 地名付き農林水産物のブランドを保護するマークです。



▶地理的表示（GI=Geographical Indication）保護制度は、地域独特のつくり方や品質が産地と結びついた農産物や食品を、国がブランドとして保護するものです。そして一定の基準を満たす商品のみ GI マークをつけることができます。

例 **夕張メロン**
地名 + 産品名

地名と産品名で産地を特定

品質が国のお墨付き

ブランドのただ乗り防止に

品質の底上げに

特産品を使った加工品で販路が拡大

GIマークの基準

対象

農林水産物や飲食料品（お酒を除く）



品質の基準

品目に応じて糖度や大きさ等の基準を定めて登録・公開。

品質の管理

生産者団体が管理。国が定期的にチェック

不正使用の対応

国が直接取り締まる。5年以下の懲役 or 3億円以下の罰金

保護の期間

無期限（取り消されない限り）

こんな効果が



地域で育ててきた
製品の価値が伝え
やすくなったぞ



このマークが
産地と品質が
保証されている
証拠なのね



- ①国が「お墨付き」を与えます。
- ②品質を守るものだけが市場に流通します。（他の商品と差別化がはかれます）
- ③訴訟の負担なく自分たちのブランドを守れます。
- ④地域共有の財産として地域の生産者全体が使用できます。

全国で登録された特産品の事例

※2016年12月で24品目

北海道
夕張メロン

長野県
市田柿

福井県
谷田部ねぎ

兵庫県
但馬牛

福岡県
八女伝統本玉露

北海道
十勝川西長いも

静岡県
三島馬鈴薯

福井県
山内かぶら

鳥取県
鳥取砂丘らっきょう

熊本県
くまもと県産い草

青森県
あおもりカシス

石川県
加賀丸いも

福井県
江戸崎かぼちゃ

岡山県
連島ごぼう

鹿児島県
鹿児島の壺造り黒酢 etc.

青森県
十三湖産大和しじみ

石川県
能登志賀ころ柿

奈良県
三輪素麺

山口県
下関ふく

茨城県
江戸崎かぼちゃ

福井県
吉川ナス

兵庫県
神戸ビーフ

愛媛県
伊予生糸



GIマークの登録をアピールするのに
シール・ラベルをはじめフィルム包装、販促ツールなどが便利です!



15 mm以上



モノクロデザイン 黒一色デザイン

原則はカラーデザインを推奨ですが場合によっては
農林水産省指定のモノクロデザイン、
単色の黒一色デザインでの使用ができます。

農林水産大臣登録第3号

登録番号を記載します。※文字の大きさ、記載場所について規定はありません。

登録された製品を使用した加工品にマークを付けることはできません。

※登録された製品を主な原材料として
使用した加工品には、製品名を
表示できます。

市田柿
ミルフィーユ



市田柿
ドリンク

